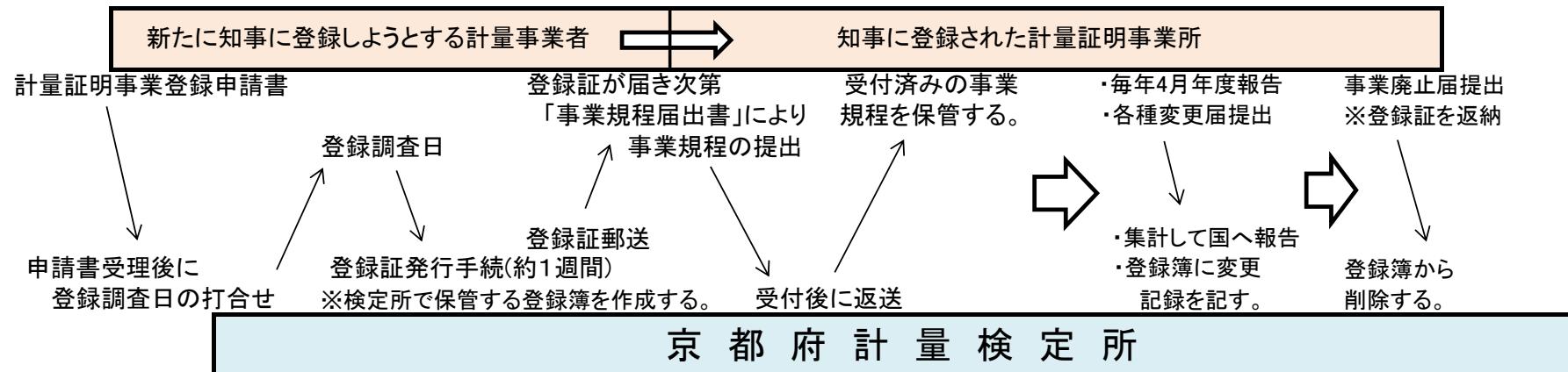


# 計量証明事業の新規登録から事業廃止までの事務手続について

## 1. 新規登録から事業廃止までの事務の流れ



注意: 計量証明事業に関して、新規登録の申請から事業廃止までの間の手続における提出先は、すべて都道府県知事(京都府は京都府知事)と定められています。

### ※計量管理者は、この5項目は忘れないように！！

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ①登録年から2年毎に「計量証明検査」を受検し、その成績表を保存する。 | ④主任計量者は、5年毎の講習会を必ず受講し、その受講記録を保存する。              |
| ②計量証明書として発行したものは、複写又はコピーを3年以上保存する。 | ⑤毎年4月に前年度の計量証明書の発行件数を「計量証明事業者報告書」に記載して検定所に提出する。 |
| ③日常点検記録を3年以上保存する。                  |   |